※　両面印刷、１部提出のこと。

|  |
| --- |
| 物件購入請書 |
| 物件名 |  |
| 納入場所 |  |
| 納入期限 |  　　 年 　　 月 　　 日 |
| 契約金額 | ￥　７３５，０００－内　物　件　代　金　　　　　　　　　　　　￥ 700,000－訳　取引に係る消費税額及び地方消費税の額　￥ 35,000－ |
| 仕様書 |  |
| 摘要 |  |
| 　上記について、山辺町契約に関する規則及び別記事項を順守し、確実に納入いたします。　　年　　月　　日 　 　　　　　　　　　　　　　　　受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　山辺町町長 　　　　　　　　　　殿 |

　請書記載の物件納入については、下記条項により請けます。

別記

１　設計図書（仕様書、図面等）に基づき、請書記載の契約金額をもって請書記載の納入期限内に、納入を完了すること。

２　物件の納入が完了したときは貴町に対し、物件納入通知書を提出し、検査に合格したときは遅滞なく物件を引き渡し、この検査の合格をもって移転すること。

３　前項の検査に必要な費用及び検査のために変質、変形、消耗又は毀損したものの損失は、受注者が負担すること。

４　第２項の検査の結果、不良品があるときは、当該物件を遅滞なく引き取り、貴町の指定する期日までに良品を納入すること。

５　検査の時期は、通知書提出の日から10日以内、納入代金の支払時期は、引渡完了後、貴町が適法な請求書を受理した日から30日以内とすること。

６　納品の前に生じた物件の亡失、毀損等は、すべて受注者が負担すること。

７　納入代金が定められた期限内に支払われなかったときは、その翌日から支払いのあった日までの日数に応じ契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する率を乗じて得た額の遅延利息を申し受けること。

８　次の各号のいずれかに該当したときはこの契約を解除されても異義なく、この契約を解除されたときは、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として、指定された期間内に納付すること。

(１)　その責に帰すべき事由により、納入期限内に完了しないと明らかに認められるとき。

(２)　次のいずれかに該当するとき。

　　ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図ることを目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

　　エ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　カ　資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

　　キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、町が受注者に対して当該契約の解除を求め、売主がこれに従わなかったとき。

９　物件納入完了後１月は、過失によらない故障に限り、速やかに無償で補修又は交換をすること。

10　本件について疑義を生じたときは、協議のうえ定めること。

収入印紙

|  |
| --- |
| 変更請書 |
| 物件名 | 　 |
| 納入場所 |  |
| 納入期限 |  　　 年 　　 月 　　 日 |
| 契約金額 | 増　額減　額 | ￥　　　　　　　－内　物　件　代　金　　　　　　　　　￥　　　　　　－訳　取引に係る消費税額及び地方消費税の額　￥　　　　　　－ |
| 仕様書 |  |
| 摘要 |  |
| 　　　　　　年　　月　　日請けた物件について、上記のとおり変更し、納入いたします。　　年　　月　　日受注者 住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　山辺町町長　　　　　　　　　　殿 |

「増額」

備考１　「変更前の委託料に対する増減額」の欄の　　　　は、該当するものを○で囲むこと。

「減額」

　　２　減額の場合は、金額を朱書きにすること。